

ルワンダにおける草の根技術協力事業の嚆矢

—— ICT を通じた障害者による収入創出の試み (1) ——

石 野 莞 司

要旨：本稿は、本学を通じて応募し、2013年度第2回JICA草の根技術協力事業（草の根協力支援型）として採択された「キガリ市に居住する障害者へのパソコン講習を通じた収入創出事業」の目的、内容、計画などの概要を記したものである。まず、対象国であるルワンダの紹介を行うとともに、ルワンダにおける障害者の現状の整理を行う。次いで、ルワンダの障害者が収入を得るためにどのような支援の取り組みが必要と考えられたのか、経緯を含めて明らかにする。その上で、いつ、どこで、誰のために、何をする計画であるのか、また、具体的な目標をどのように定めているのか、事業の概要を提示する。

国際協力の実証事例研究という位置づけからすると、本稿は研究背景と事例案を提示する役割を持っている。実証研究として完結させるためには実証結果とその分析が求められるが、これらについては、2014年度～2016年度の事業期間中に蓄積されたデータに基づき、次稿で行うこととする。

キーワード：草の根、障害者、ICT

1. はじめに

我が国のODA（Official Development Assistance、政府開発援助）は1954年のコロンボ・プラン加盟を起点とし、技術協力から始まった。我が国は第二次世界大戦の敗戦国から戦後復興を目指し、マーシャルプランの恩恵に浴することで我が国の経済復興が進み、被援助国から援助国へと立場を転換する契機になったのがこの年ということになる。以来、我が国はODAを拡大し続け、1990年代には世界のODAトップドナーへと駆け上った。その後、国連で2000年にミレニアム開発目標（Millennium Development Goals, MDGs）が採択されたのち、先進諸国がODAを拡大させた結果、支出純額ベースではアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスに上位を譲ることとなった。とはいえ、我が国が60年の永きにわたって発展途上国への経済援助を維持し続けてきたのは紛れもない事実である。この間、我が国のODAは極めて顕著なアジア重視のスタンスから、中南米支援のウェイトを高めたのち、近年は特別な配慮が必要とされるアフリカへの支援割合を増加させてきた。

他方、アフリカ諸国は1960年代に旧宗主国から次々と独立を果たしてきたが、東西冷戦に翻弄された結果、長い間内戦と民族対立の轍から抜け出すことができず、経済成長がままならない事態が続くこととなった。東アジアの途上国が80年代から90年代にかけてめざましい経済成長を遂げたのとは好対照である。とりわけ、本稿および次稿で対象国となる小国ルワンダでは、旧

植民地時代からの民族対立が長い間続き、1994年の大虐殺（ジェノサイド）でそのピークを迎えた。しかし、同年7月に現政権が権力を奪取して以降、民族融和と政治の安定化が進み、2000年以降ルワンダはMDGsと貧困削減政策を背景としつつ、「アフリカの奇跡」と称されるほど目覚ましい経済成長を遂げつつある。

筆者はかねてより、ルワンダにおける大虐殺のその後に強い関心を寄せ、2002年に初めて研究フィールドとして同国へと渡航し、民族対立の鎮静化と経済的貧困を見聞した。ついで、2009年の2度目の渡航では、我が国ODAの案件と農村部の視察を通じ、ルワンダにおける国際協力事業として何が求められているか、その知見を得る機会とした。併せて、これら2度にわたる渡航では、障害者支援を行っている現地NGOの諸活動も見聞した結果、自らの手で国際協力事業を手掛けてみようという志向が生まれることとなった。また、ルワンダの政情安定化とともに、JICA (Japan International Cooperation Agency, 日本国際協力機構) ルワンダ事務所の再開(2005年)と在ルワンダ日本大使館の開設(2009年)は、筆者の志向をより強く後押しするものとなった。

これらの経緯を踏まえ、2013年6月、ルワンダの首都キガリにおいて障害者を対象としたICT (Information and Communication Technologies, 情報通信技術) 講習を実施する内容の事業を、2013年度第1回JICA草の根技術協力事業(草の根協力支援型)募集の案件として提案を行った(国際協力事業を手掛けようと考えてから、ずいぶんと時間が経過したのではあるが)。しかし、採択には至らなかったため捲土重来を期し、「収入獲得支援」という大きな目標に重点を置き直した上で同事業の2013年度第2回募集に再提案を行った結果、2014年3月に採択される運びとなった。結果的にこの事業は、ルワンダ初の草の根技術協力事業として採択されたことになる。その後、ルワンダ政府の了解を取り付け、2014年9月にはJICAと本学との間で事業委託契約が締結され、事業が開始されるに至った。

以上の背景から、本稿では、ルワンダで嚆矢となる草の根事業の概要として、採択された事業の目的・内容・方法・目標等を示すこととし、国際協力事業の実証的な取り組み計画として提示する。もちろん、本稿のみでは実証研究の体をなさないのは論を待たない。このため、次稿で、予定されている事業期間を経て得られた結果の提示とその分析から、国際協力事業のあり方について論じることとしたい。

以下、第2章では、ルワンダの紹介ならびにルワンダの障害者の現状について概観し、障害者の課題を俯瞰する。続く第3章では、草の根技術協力事業に応募するに至った経緯を簡単に振り返り、第4章で、採択された提案事業の概要として、事業目的、ターゲット、事業計画とその内容等について概説する。また、草の根技術協力事業の場合、現地カウンターパートと協力しながら事業を展開する必要があるが、第4章では今回の事業のカウンターパートである現地NGOについても補足しておく。最後の第5章では、本稿をまとめるとともに、次稿で主眼となる議論点を提示する。

2. ルワンダについて

2.1 歴史

ルワンダ（図1）は、17世紀にルワンダ王国として建国された後、1889年にドイツ保護領となり、第一次大戦後はドイツに替わってベルギーの信託統治領となった。王国時代から、少数派ツチ族が政治と軍事の実権を握り、ベルギーはその支配構造を利用する政策をとり、1933年には帰属部族が明示された身分証を発行し始めた [1]。このような民族分断・固定化の政策が、多数派フツ族の不满を醸成・拡大させる形となり、後の大虐殺の原因になったと考えられている。

1959年、フツ族が暴動によって実権を握ると、ツチ族は難民として近隣諸国に逃れ始めた。1961年には王政が廃止されフツ族大統領が就任し、翌1962年、共和国としてベルギーからの独立を果たす。独立後も民族対立は続き、1963年にもツチ族難民が流出した上、1973年にクーデターでハビヤリマナが大統領に就任すると、ツチ族は三たび難民として隣国に逃れることとなった。隣国ウガンダに逃れたツチ族は、「ルワンダ愛国戦線」(Rwandan Patriotic Front, RPF) を結成し、

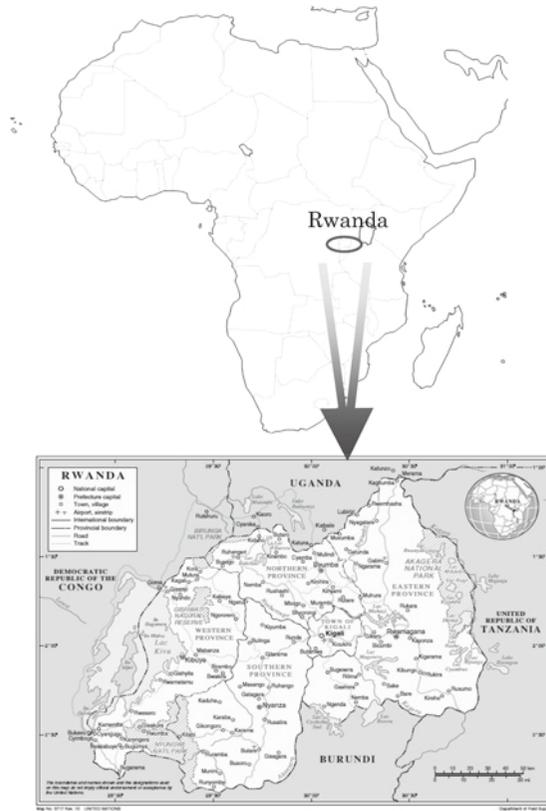


図1. ルワンダ地図
(<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/rwanda.pdf> より筆者作成)

力を蓄えていった。そして、1980年代末にはツチ族難民の数は48万人に達した。

1990年代初頭、RPFはルワンダへ侵攻を開始し、民族対立に基づく内戦は急速に激しさを増していった。その後、国連の介入によって1993年に和平合意が結ばれたが、ツチ・フツ両民族による暫定政権樹立が失速し、武力対立が再燃することとなった。その帰結として、1994年4月、ハビヤリマナ大統領と隣国ブルンジ大統領の搭乗した飛行機がルワンダの首都キガリの空港で墜落したのを皮切りに、フツ族による未曾有の大虐殺へと発展したのは周知の通りである。その後わずか3ヶ月のうちに犠牲となった人々の数は50万人とも100万人とも言われており、未だにその正確な数は判っていない。この1994年の大虐殺は、国際社会にとっても猛省を促される年となった。実際、6月後半まで国際社会はほとんどなすすべを持たなかったのである [2]。

1994年7月、RPFはルワンダ全土を完全制圧すると、今度はフツ族の大量難民（100万人以上）が隣国ザイール（現コンゴ民主共和国）へと逃れた。こうした大混乱の中、ルワンダ政府再建が始まったのであるが、1996年にはザイール紛争により大量の難民がルワンダへと帰還する事態が起こったが、新政府による民族融和策が機能し、以後、難民問題は漸次収束の一途を辿った。もちろん、しばらくの間、大虐殺加担者を裁く事態が続いたのだが、2000年に現大統領カガメが就任すると、国家再建が加速度的に進み、現在は大きな経済発展を示しつつある。

2.2 地理・社会・経済

次に、ルワンダの環境について地理、社会、経済を中心に簡単に紹介しておくことにしよう。

ルワンダはアフリカ大陸の中央に位置し、北限は赤道直下に近い（図1）。しかし、平均標高が1,600mと高地にあるので、気候区分は熱帯ではなく温帯に属している。このため、年間の最高気温は24.6~27.6度と比較的安定しており、夜ともなれば半袖一つでは肌寒く感じられる一方、雨期と乾期が年間2回それぞれ訪れる。国土面積は約2.6万平方Kmであり、秋田県に岩手県を加えた程度で、人口が1,052万人（2012年国勢調査結果）の小国である。

主な民族はフツ族、ツチ族、トワ族であり、フツ族が8割を超える多数派民族とされている。しかし、上述した大虐殺の後、現政府によって民族融和が図られた結果、近年は「あなたの民族は」と問われた時、敢えて「私はルワンダ人」と答える市民が多くなったようである。カソリック教が信仰の中心であり、少数のイスラム教、土着宗教信仰者がいる一方、公用語は現地語のキニャルワング語、英語、仏語とされているが、スワヒリ語もある程度通用する。

主な産業は農業で労働人口の9割を占め、コーヒー、紅茶は輸出の要となってきた。しかし、近年は農業の国内総生産（Gross Domestic Product, GDP）寄与率は4割を切って低下の一途を辿り、サービス業が4割を超え台頭してきている [3]。World Bankによれば、ルワンダのGDPの年成長率は2004-2013年の10年平均でも7.3%と好調を維持しており、「アフリカの奇跡」と称されるように経済成長が著しい [4]。その成長を裏付けるように、国民一人あたりGDPは633\$へと高まった [5]。しかし実際には、ルワンダは未だWorld Bank分類の低所得国（Low Income

Countries, LICs)あるいは国連分類の後発開発途上国 (Least Developed Countries, LDCs) から脱することができない状態のままとなっている。

ルワンダの近年の好調な経済成長は、現在のルワンダ政府による政策に負うところが大きい。実際、政府が2000年に発表した“Rwanda Vision 2020”では、2020年までに最貧国から中所得国となることを目標と定め、農業中心の社会から知識集約型社会へと転換する必要性を説いた [6]。これを実現するために、同文書において6つの戦略的な柱が示されているが、とりわけ、教育やICT (Information and Communication Technology, 情報通信技術) を軸とした人的資源開発に言及している [7]。しかし、例えば初等教育就学率は96.5%と際だって高い数値であるのに対し、中等教育就学率は28.0%に過ぎず [8]、高い教育水準をもつ人的資源に基づいた進歩的な技術導入を図りきれてないのが現状と考えられる。

2.3 障害者の統計データと法整備

さて、本稿との関係において注目しなければならないのは、障害者の基本データである。現政府になってから2002年 [9]、2012年 [10,11] と2度にわたって国勢調査が行われているが、その結果は表1の通りである。

この2回の国勢調査の違いは、①2002年の調査がかつての障害種別による統計であるのに対して2012年のものが国際生活機能分類 (International Classification of Functioning, Disability and Health, ICF) [12] に基づいていること、②2012年の障害者数が5歳以上となっていること、にある。ともあれこれらの数値に依拠するならば、2002年には障害者の人口比が3.8% (うち54.6%が肢体不自由) であったものが、2012年には (5歳以上の) 障害者人口比が5.0% (うち

表1. ルワンダの国勢調査結果 (文献 [9]-[11] より筆者作成, 単位: 人)

	2002年		2012年
全人口	8,128,553		10,515,973
5歳以上人口			8,975,946
障害者人口	308,501	5歳以上障害者人口	446,453
(障害者内訳)		(制約を受けている活動)	
Blind	13,098	Seeing	57,213
Deaf-Dumb	21,618	Hearing	33,471
		Speaking	16,256
Lower Limb infirmity	90,555	Walking/Climbing	220,130
Upper Limb infirmity	77,759		
Mental Disorder	14,816	Learning/Concentrating	84,133
Trauma	3,496		
Other	87,159	Other	66,696
		Type not stated	1,967

49.3%が肢体不自由)とされている。しかし、これら2つの障害者人口比にはいささか疑念をもたざるを得ない。実際、我が国の『障害者白書平成22年版』(2012年)によれば、身体障害者・知的障害者・精神障害者の総合計数は744.3万人であり[13]、平成22年の中位推計人口の5.8%にのぼっている[14]。全障害者数の割合を見ると我が国の率のほうが高いことになるが、ルワンダが貧困国であり、医療施策が未成熟であることや、虐殺から逃れた際の後遺症やマラリア禍などを考慮すると、ルワンダの障害者数データは信頼性に欠けているように思われる。この点については、同様に疑念を呈する報告もあり[15]、[16]、WHOは2011年の報告書でルワンダの障害者数を100人あたり13.3人と推計している[17]。このため、現実問題として信頼性の高い障害者統計が求められるが、有識者の見方を総合するとルワンダの障害者率は10%内外を見込んでいて、その人口規模は決して小さくない社会であるとするのが妥当と考えられる。

これに対して、障害者の法整備はどうなっているか。2003年のルワンダ新憲法第11条によって、障害を理由とした差別が禁止され、全てのルワンダ国民はその権利と義務において自由かつ平等とされた[18]。その後、2007年の障害者保護に関する法により、第3条で障害者は他の国民と同じく平等な権利が付与され、人間としての尊厳が付与されていると規定されている。以下、様々な権利条項が示され、とりわけ、第11条においては適切な教育を受ける権利のあることが、第18条では障害があるからといって雇用上の差別を受けることがなく、他の国民と同等の能力を有する場合には彼らより大きな雇用機会の与えられることが、それぞれ示されている[19]。また、2009年の新労働法の第12条第6項によって、障害を理由とした労働諸権利上の差別が禁じられ、第97条では障害者に対する働く場所の差別が禁じられ、第98条では障害に応じた労働環境が与えられるとされている[20]。その後、雇用者に向けて、被雇用者の5%以上を障害者とするよう推奨され今日に至っているが、これは、政府の公式見解として人口の5%が障害者とされているためと考えられる。

2.4 障害者の現状と我が国による障害者支援

前節で示したように、ルワンダでは憲法や法律によって障害者保護が謳われてきた経緯は明らかではあるものの、障害者の労働や雇用に関する各種統計は未だなされていない。このため、法の実行という点で遅れを取っているのではないかと考えられる。ルワンダ政府の新しい貧困削減戦略文書(Economic Development and Poverty Reduction Strategy II, EDPRS II)では、障害者を含めた社会のありようについて論じられているものの[21]、具体的な障害者政策となると見えてこない。実際、3度にわたる筆者のルワンダ渡航の見聞から、障害のために事務所までの階段を登れない、重いものを持たない、パソコンを片手で操作できても遅い、などの理由から障害者は雇用機会が極めて限られているのが現状と見られる。

ルワンダの抱える一般的な課題は、経済発展と貧困削減と考えられる一方、貧困率の高さや若年層の非雇用なども大きく取り上げられるところである。その中にあって、障害を持った人々に

までしっかりと目を向けて、実効性のある具体策を講ずるとなると、その優先度は国全体としては決して高くないと見られる。事実、我が国 ODA による支援として、「障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト」が 2005 年から 3 年間、そしてその後「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」が 2011 年から 3 年間行われたが [22]、一般の障害者をターゲットとした職業訓練等の機会は少ない。このため、不安定なインフォーマルセクターで雇用機会を得ようとする国民が多い中、ハンディを負った障害者がその波に身を投ずることは決して容易なことではないであろう。それだけに一層、憲法や障害者関連法などの法を背景としつつ、障害者の就労や収入獲得を視野に入れた職業訓練などへの支援が求められている。

3. JICA 草の根技術協力事業に採択されるまで

筆者は、前章で触れたルワンダの状況に接し、2002 年、2009 年と 2 度に亘ってルワンダのフィールド調査のために渡航した。その主たる渡航目的は、大虐殺後のルワンダの現状把握と国際協力事業として何を為すべきか考察を加えるためであった。これら 2 度の渡航を契機とし、障害者支援事業を展開しているルワンダの NGO (Non-Governmental Organizations, 非政府組織) 関係者を招聘の上、複数回にわたって講演会を企画するに及び、貧困な途上国の中でも障害者の置かれている状況がいかに過酷なものであるか見聞することとなった。このような経緯から、我が国 ODA の中で行われている JICA 草の根技術協力事業に目を向けたのは自然な流れであった。

現在、我が国 ODA のオプションは有償資金協力・無償資金協力・技術協力が大きな柱となっているが、これら以外に市民参加・ボランティア派遣・国際緊急援助・民間連携・科学技術協力・援助協調・調査研究の各事業も並行して実施されており、JICA がその実施機関となっている。これらのうち市民参加事業には、NGO との定期会合、草の根技術協力事業、NGO 支援事業、開発支援事業、世界の人びとのための JICA 基金活用事業の各事業が含まれている。市民参加事業とは、NGO や大学、自治体、民間企業などを担い手とし、「国際協力を日本の文化に」という理念に基づいて、それぞれの民間組織が国際協力事業を展開するのを資金的に援助・連携しようというものである [23]。

中でも草の根技術協力事業は、国際協力の事業経験が乏しい組織を対象とした「草の根協力支援型」、ある程度経験を積んだ組織を対象とした「草の根パートナー型」、地方自治体を対象とした「地域提案型」、地方自治体を中心となって他の組織と連携して行う「地域活性化特別枠・地域経済活性化特別枠」の 4 つで構成されている [24]。本学はこれら草の根技術協力事業の実施経験に乏しいことから、手を挙げて事業を展開できるのは必然的に草の根技術協力事業（草の根協力支援型）ということになる。

このようにターゲット事業を絞り込んだ後、2013 年 6 月の応募を経て、次章で紹介する事業

を携え12月の再応募で草の根技術協力事業（草の根技術支援型）に採択されるに至った。ルワンダでは様々な我が国 ODA の事業がこれまで展開されてきたが、技術協力事業が無償資金協力事業が中心であり、草の根技術協力事業は実施されてこなかった。このことが今回の事業応募に有利に働いたものと推察される。

4. 実施事業の概要

4.1 事業目的とターゲット、実施場所

ルワンダ政府は初等教育から ICT 技術を積極導入し、専門教育でも ICT 教育を重視しつつ、“Rwanda Vision 2020” で打ち出しているように、知識集約型の中所得国を目指している。他方で、このための障害者対策を講じているかと言えば、残念ながら政策的な取り組みが為されていないのは既述したとおりである。ルワンダでは ICT 技術立国を図るため、インフラ整備が進み、国民のための職業訓練も国家事業として進められている一方、ルワンダの障害者はおよそ“蚊帳の外”といった印象を拭えないのである。

このため、JICA に採択された草の根技術協力事業（草の根技術支援型）の狙いを、ルワンダの国家戦略として推進されている ICT を通じた人材育成から障害者が立ち後れることがないように、障害者自らがパソコンスキルを身につけることを通じて収入獲得機会を得るのを手助けすることに置いた。とはいえ、初めての取り組みである以上、スキルを身につけた上で就労を支援する段階までとなると事業のハードルとしてはかなり高くなると考えられた。このため、今回の事業ではそこまでは想定していない。実際、ルワンダ国民のかなりがインフォーマルセクターにおける非正規就労によって生計を立てつつ正規就労を求めている以上、ハンディを考慮に入れると、障害者が正規就労を目指すには相当な困難が伴うと容易に察せられたからである。

しかし、前章で簡単に触れたとおり、国家としてのルワンダはサービス業を中心として目覚ましい GDP の伸びを見せていることから、その経済発展に伴い、市井で収入獲得機会を見出すことは可能と考えられる。例えば、宣伝のための各種印刷物や、訴求力のあるデザイン性に富んだカッティングシートの作成・販売、ちょっとした名刺印刷やグリーティングカードの作成・販売など、ルワンダのマーケットを見る限り、未発達な分野が散見されるのである。従って、当座の事業目的は次のように表現できよう。

事業目的：障害者がパソコンとソフトウェアの操作技術を身につけ、 収入獲得の機会を自主的・自律的に見出すのを支援する
--

このような目的設定から、ターゲットは障害者ということになるが、事業で展開しなければな

らない内容を考えた場合、さらにターゲットは絞られる。① 文盲ではない、② コンピュータ用語（英単語中心）を覚えられる、③ パソコン操作に致命的な支障がない、④ 一人で移動できる、などである。このため、今回の事業ターゲットとしては下記の人々を想定している。

ターゲット：中等学校卒業程度以上の学歴の肢体不自由者

ルワンダ政府による国勢調査結果から、障害者のおよそ半数が肢体不自由者とみられることから（表1）、初めての事業でこれらの人々をターゲットとするのは適切であると考えられる。また、ターゲット化した層において、当然ながらジェンダーへの配慮を行ってゆく必要がある。一方で、視覚障害、聴覚障害、精神障害などの障害者もいるが、こういった障害者には特別な配慮が求められるため、筆者の経験から言えば多くを育てるのはかなりの困難が伴う。事業期間と予算の制約を考慮した結果、これらの障害者までターゲット化するのには事業としてはもっと後の段階になると想定した。

このように事業目的とターゲットを定め、具体的に事業を展開する場所は次の通りとした。

事業実施場所：現地カウンターパートのサイト（首都キガリ市内）

事業に際しては、ターゲットの居住地が問題となるが、障害者が「毎日通える」のを前提と考えているので、キガリ市内に限定することとした。もちろん、ルワンダ国内全体に障害者は居住しているが、実施場所へのアクセスの問題から、農村地域居住者であれば宿泊場所を提供しない限り事業の恩恵に浴することができない。ところが宿泊場所や食事などを提供する予算の余裕は無い。このため、ターゲットは正確には「キガリ市内に居住する肢体不自由者」ということになる。

4.2 事業の実施体制

事業の実施体制は、概ね図2の通りである。現地のカウンターパートとなったムリンディ／ジャパン・ワンラブプロジェクト（以下、ワンラブと略記）については後節で改めて紹介する。

事業のプロジェクトマネージャは筆者とし、現地調整員1名は公募を通じて青年海外協力隊員経験者を採用し、現地スタッフを当初は1名雇用し、途中で2名増員する計画とした。カウンターパートから土地の提供を受け、講習のための小さな教室2室を整備し、カウンターパートの協力（受講生の募集等）を得るなどし、事業実施体制を固めることとした。この実施体制に、監督機関として、現地ではJICAルワンダが、国内機関としてはJICA東北が関わっている。

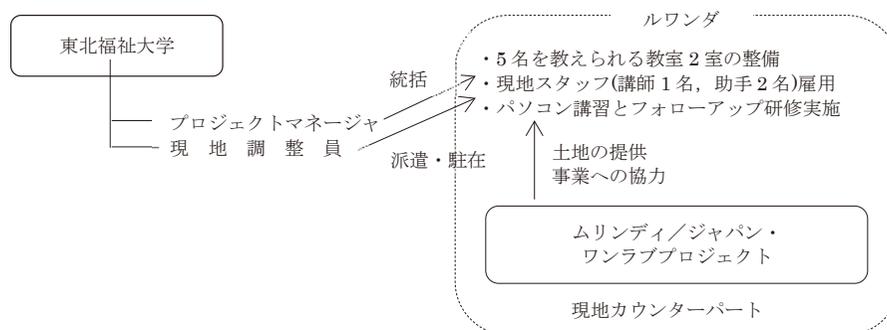


図2. 事業実施体制

4.3 事業規模と計画

本事業の規模を指し示すものとして、期間および事業総予算は下記のとおりとなっている。

事業期間：2014年9月～2017年3月
事業総予算：約2,500万円

JICA 草の根技術協力事業（草の根技術支援型）の要項として、期間は最長3年、総予算の上限は2,500万円とされている [25]。このため、採否が決まる時期と開始可能時期、次節で触れる事業計画と内容などを考慮のうえ、期間及び予算を上記の通りとした。

事業で必要となるインフラ整備等に要する予算と整備計画は図3の通りである。土地は既述したように現地カウンターパートであるワンラブに提供してもらい、小さな教室2室を実習のための教室としてしつらえ、机・イス・キャビネット・パソコン・プリンタ・液晶プロジェクタ・スクリーン等の機器備品の整備を行う。ただし、パソコンとその周辺機器については、後述する講習計画に沿い、2014年12月と2015年9月の2度にわたって整備する。また、総予算からすれば送迎用ワゴンの調達金額は決して少なくないが、ワンラブとの事前協議から、肢体不自由者が負担なく教室に毎日通えるようにする必要があると考え、調達・整備を行うこととした。

2014年	10月	↑ 土地提供 教室建設（約365万円）
	11月	
	12月	↓ 送迎用ワゴン入手（約350万円） 教室備品・パソコン等整備（約87万円）

図3. インフラ整備の計画

このようなインフラ整備を行った後、2015年1月より、順次パソコン講習クラス（初級・中級・上級）やそれらを終えた後の研修クラスを開講する計画である（図4）。図4で示したように、整備した教室2室を活用し、初級クラスは延べ17クラス、中級クラス延べ7クラス、上級クラス延べ7クラス、そして研修クラス延べ6クラスを事業期間内に展開してゆく計画とした。それぞれのクラスの講習内容、開講期間、相互関係などについては次節で説明する。

他方、必要となる人員配置は、2015年8月までは現地調整員と現地講師の2名体制とし、2015年9月に、それまでの受講障害者から2名を雇用の上、4名体制とする（図4）。現地講師については、現在我が国ODAの支援を受けているチュンバ高等技術専門学校の卒業生から雇用する計画とし、我が国ODAのスケールメリットを活用する予定である [26]。

		初級 午前 ①	初級 午前 ②	初級 午後	中級 午後	上級 午後	研修 午後	備考	
2015年	01月							教室1室使用開始 調整員と現地講師 の2名体制	
	02月								
	03月								
	04月								
	05月								
	06月								
	07月								
	08月								
	09月								教室2室使用開始 調整員、現地講師、 助手2名の4名体制
	10月								
	11月								
	12月								
01月									
2016年	02月								
	03月								
	04月								
	05月								
	06月								
	07月								
	08月								
	09月								
	10月								
	11月								
	12月								
	2017年	01月							
02月									
03月									

図4. パソコン講習開講計画

4.4 事業内容

本節では、前節の事業計画の具体的な内容について概説しておく。今回の事業の骨格にあたるのは、表2で示される4つの講習ステージである。各講習の定員は5名とし、講師1名と助手1名によって講習を進める。障害者から見た講習期間は、スムーズに全ステージに参加した場合には実質7ヶ月となる。事業では、可能な限り障害者にステップアップすることを求めるつもりではあるものの、個別の事情によってはそうはいかないことも想定される。このため、講習開始当初6ヶ月の期間は初級クラスのみを展開し（図4）、ステップアップ予備軍を厚くしてゆく計画としている。

表2の内容を補足すると、初級ではWindowsとMS-Officeの基本操作に加え、ブラウザやメール、つまり、ネットワーク活用の基本操作が含まれる。中級では、WindowsとMS-Officeの発展的な操作技術を学ぶとともに、フリーのデザイン系ソフトの基本操作技術を身につけてゆく。上級では、これらのソフトウェアの業務利用を意識した応用技術を学んでゆく。最後のフォローアップ研修は、それまでの講習の集大成となる。このため、実戦的な業務利用を想定したソフトウェアの操作トレーニングに始まり、OJT（Object Job Training）として、受講者である障害者はキガリ市内にある市場まで出向き、「身につけたスキルをどのように活かすことで収入獲得機会が得られるか」を頭に描きつつリサーチし、教室に戻ってからチームとしてBrain Stormingなどを行い、その結果、あぶり出された市場ニーズに従って取り組む内容を定め、試行錯誤を皆で繰り返す。最終的なアウトプットとしては、試行した作業の成果で幾ばくかの収入を獲得できるよう支援したいと考えている。加えて、全ての講習終了後も視野に入れ、参加者の組織化を促し、自主的・自律的で本格活動を始められるような支援も模索してゆきたいと考えている。

以上から明らかなように、我々の手がける事業は、開始当初はいわゆる“住民参加型”とは言えない。“住民参加型”とは、事業の意志決定プロセスの初期段階から受益者である住民が参加し、彼ら自信が自らのニーズを浮き彫りにし、それに主体的に取り組むことであり[27]、現在、このような取り組みへの支援が国際協力事業の大きな潮流となっている[28]。これに対して本事業は、筆者による現地での見聞、ルワンダ政府の施策、ルワンダの将来を考慮し、方向性として

表2. 事業で展開を予定している講習

講習のステージ	内 容	時間構成
初 級	パソコンと Office ソフトの基本操作	3時間/日×5日/週×8週
(1ヶ月の予備期間)		
中 級	Office ソフトの応用、デジタルデザインの基礎	3時間/日×5日/週×4週
上 級	Office ソフトの業務活用、デジタルデザインの応用	3時間/日×5日/週×4週
フォローアップ研修	ソフトウェア操作のスキルアップ、OJT、業務実施	3時間/日×5日/週×12週

必要と考えられる事業としての試み、すなわち“トップダウン型”と称される方法に依拠したものととなっている。このように“トップダウン型”とした理由は、現地活動をすでに行っているのであれば、その展開の中で住民参加に基づく事業設定が可能と考えられるが、そうではない以上、時々の現地活動に依拠して事業を構想せざるを得なかったためである。

しかしながら、今回の草の根事業では、フォローアップ研修が極めて重要な意味を持つような展開、すなわち、受益者たる障害者が「参加型」で取り組む内容を含んだものとなっている。つまり、フォローアップ研修までにパソコンスキルを身に着けた障害者が、どのようなことに注目し何をすれば自分たちの収入獲得機会が得られるか、自ら考え行動し、そのために協力し合うことが求められるのである。本事業ではこれらの活動に資する支援も内容として組み込んでおり、参加する障害者がゆくゆくは緩やかなコーポラティブのようなものを形成する手助けを行う計画としている。このような取り組みを経ることで初めて、次に想定されるステージ、すなわち支援事業の第2ステージが「住民参加型」として、障害者自らが事業内容の意思決定に深く関与することが可能になるものと考えられる。

4.5 事業の目指す具体的な目標

事業目的については既述したが、その目的に対応した事業目標は下記のとおりである。

事業目標：障害者のためのパソコン講習会を常設し、収入獲得を目指した研修の場を提供する

この事業目標の達成を図る具体的なアウトプットとしては、次の4つを想定した。

- ・講習会のための教室インフラの整備
- ・講習を担う人材を育成、配置
- ・パソコン講習会の定期開催
- ・講習会修了者のフォロー研修の実施

本事業では、これらのアウトプットを測る指標として、以下のものを計画に入れており、事業評価やモニタリングの根拠としてその推移を把握してゆく計画とした。

- ・設置教室数 = 2室、PC配置数 = 12台 他、講習に必要な機材の配置
- ・講師数 = 2名、講習補助員 = 2名
- ・開講クラス数 = 初級17クラス、中級7クラス、上級7クラス
受講障害者数 = 初級85名、中級35名、上級35名
- ・フォローアップ研修開講数 = 6クラス
受講障害者数 = 30名

なお、常設されたパソコン講習の年間開講モデルについては、図4の2015年10月以降を参照されたい。また、上述した指標のうち「講師数」に注目すると、1名は本学が派遣する現地調整員が兼務することとなるが、1名は現地で雇用する一方、とりわけ「講習補助員」の2名に注目していただきたい。この2名は、本事業で展開する講習会を受講した障害者の中から雇用する計画となっており、部分的に障害者雇用を事業内で実現する形となっている。また、事業の継続性・発展性を考慮して、これら2名がやがては講師役を務めることができるよう育成を図る予定でもあり、ゆくゆくは障害者が障害者を講習する道筋を開くものとなっている。

もちろん、これらの数値目標を正確に実現できる保証はなく、実際に事業を開始し、さまざまな制約が待ち受けていると考えられる。しかし、事業期間を経ることで、達成度とその要因分析を行うことを通じ、望ましい支援・協力のあり方を論ずることが可能になると思われる。この点では、これらのような具体的な数値目標が国際協力事業では不可欠と考えられる。

4.6 現地カウンターパートについて

本節では、補足として現地カウンターパートを簡単に紹介しておくこととする。ムリンディ／ジャパン・ワンラブ・プロジェクト（ワンラブ）は、今回の草の根事業を進めるにあたって、極めて重要なキー・パートナーと言え、講習会のための教室建設用地の提供のほか、受講者募集や各種調達業務の一翼を担い、現地情報の提供源でもある。

ワンラブはルワンダの現地NGOで、1994年に起きた大虐殺のあと、1996年に首都キガリに設立された。その活動内容は主として、松葉づえや義足の製作を行って無料で障害者に配布することである。設立後、ワンラブは現政府より、首都キガリの中心部にほど近い1.5ha程度の国有地を更地で取得し、自分たちの手で開墾の上、義肢製作工房やゲストハウス、レストランやイベントホール等を自らの手でこれまで建設してきた。

義肢製作に当たっては、代表ご夫婦の奥さんであるルダシングワ真美氏が神奈川の義肢製作工房に弟子入りし、製作技術を学んだうえでルワンダ人技術者を育成してきた経緯がある。近年は神奈川県国際協力助成金を得ながら、毎年ルワンダ人技術者を研修のために送り出し続けている。ちなみに、ご主人のガテラ氏自身は下肢障害者で義肢と松葉づえを利用している。

このように、ワンラブはルワンダの障害者支援を行うNGOとして設立され、18年の間、ルワンダ人障害者のための活動を継続してきた。近年は隣国ブルンジにも工房を構え、ルワンダと同じ活動を展開するに至っている。もちろん、これらの活動を維持するには少なくない資金が必要となるが、このためにゲストハウスやレストランを経営し、利益を活動資金として投下し続けている。

国際協力の観点からワンラブに注目した場合、顕著な事実として、障害者雇用を意識して行っていること、女性の雇用に積極的であること等が挙げられる。また、ワンラブは様々な建物の建築に自ら取り組んできたのであるが、建築に際しては相当数の肉体労働者も必要となる。そういっ

た場合、雇い入れる労働者を固定せず、地域コミュニティから順繰りに雇い入れてコミュニティ全体に経済効果が生まれるよう配慮も行ってきている。こういった点では、ワンラブは単なる NGO というよりも、むしろソーシャル・コーポラティブと呼んだ方がふさわしいように思える。

筆者とワンラブの交流は 2002 年まで遡るが、ワンラブの活動を見聞し、ルワンダにおける我が国 ODA の視察も踏まえ、今回の草の根事業へと足を踏み入れたことになる。障害者支援ということではワンラブと共通したテーマに取り組むこととなるが、ワンラブをカウンターパートとすることで、無料で義肢や杖、義手などの支援を受けた障害者が、収入獲得のために ICT 技術を学ぶといった、相乗効果も期待される場所である。

5. お わ り に

以上、本稿では、大学を通じて提案した草の根技術協力事業の概要を中心に記した。本稿の目的は、国際協力の実証研究を意図した事業として、いつ、どこで、何をしようと考えたかを明確に示すことにあった。このため、まず、特別な配慮が求められているアフリカに着目し、実証研究のフィールドとして、悲惨な大虐殺を経験したルワンダを取り上げるに至った経緯を簡単に示した。また、ルワンダの国としての特徴を概観しつつ、近年は経済成長が著しいにもかかわらず、障害者政策が立ち遅れている現状を紹介した。この現状から、障害者が ICT スキルを身に着けて収入獲得を図る機会が残されており、そのための支援が小規模な国際協力事業である草の根技術協力事業としてふさわしいと考えられたため、課題解決の取り組みとして事業提案するに至った経緯についても説明を加えた。

事業の目的は、障害者が ICT スキルを身に着けて収入獲得を目指すのを支援する、ということにある。事業内容として、ターゲットを主として肢体不自由者とし、キガリ市内の現地 NGO のサイトに小規模な教室を建設の上、必要な機器備品を整備し、レベル分けした少人数の ICT 講習機会を提供する計画であることを示した。加えて、障害者が仕上げとして“参加型”の取り組みを通じて収入獲得を模索するのを支援することも内容に含めた。また、事業実施に当たっての目標指標として、整備した教室数、開講クラス数、受講者数などについても明確にした。

本稿ではこれらについて詳述してきたが、あくまでも事業の実施背景と内容案について周知する位置づけでしかない。本稿は国際協力の実証研究事例案を提示したにすぎないため、次なる稿として、事業の実施結果を示しつつ分析、考察を加える労が求められる、そこに至って初めて国際協力研究として完結を見ると筆者は考えている。その際、中心となる論点は、実施体制の適切性、対象者設定の妥当性、事業内容の合理性、事業運営上の諸課題などが考えられる。

本稿執筆時は事業実施の準備段階にあり、具体的に事業が始まると幾多の試行錯誤を重ねる可能性は大きい。それだけになお一層、今回の事業経験を通じ、国際協力事業に取り組む高等教育機関としての知見が得られるものと期待している。と同時に、事業のあり方について、論点や課

題を析出できるものと考えている。このため、本稿ならびに次稿が、国際協力に関心を寄せる学生、教職員の刺激となれば幸いである。

(謝辞)

本稿は、日本国際協力機構 (JICA) の 2013 年度第 2 回草の根技術協力事業 (草の根協力支援型) の採択と事業委託契約を受けて著わしたものであり、我が国 ODA に依拠している。本稿で示した草の根技術協力事業の具体提案は、本学の理解がなれば到底実現できないことであつた。ここに大きな謝意を表す。また、事業案の成案化と採択については、JICA 東北の辻貴行氏の貴重な助言に負うところ大であり、氏に深謝申し上げる。現地 NGO ムリンディ／ジャパン・ワンラブ・プロジェクトには、カウンターパートとして現地情報提供と案件形成で多大な尽力を頂き、感謝の意を表す。

参考文献・参考サイト

- [1] 外務省, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/rwanda/data.html#01>, 2014.9.9 参照
- [2] 石野莞司, 「紛糾の地ルワンダ」, 『長野経済論集』, vol.35, pp53-78, 1998 年
- [3] National Institute of Statistics of Rwanda, “STATISTICAL YEAR BOOK 2012”, pp. 96-97, 2013.5.14 DL
- [4] World Bank, <http://data.worldbank.org/>, “ny.gdp.mktp.kd.zg_Indicator_en_excel_v2.xls”, 2014.9.2 DL
- [5] World Bank, <http://data.worldbank.org/>, “n.ny.gnp.pcap.cd_Indicator_en_excel_v2.xls”, 2014.9.2DL
- [6] Republic of Rwanda, Ministry of Finance and Economic Planning, http://www.minecofin.gov.rw/fileadmin/General/Vision_2020/, “Vision-2020.pdf”, p. 3, 2013.5.13DL
- [7] Republic of Rwanda, Ministry of Finance and Economic Planning, *ibid*, pp. 11-20
- [8] National Institute of Statistics of Rwanda, “STATISTICAL YEAR BOOK 2013”, pp. 53-59, 2013.5.14 DL
- [9] National Institute of Statistics of Rwanda, <http://microdata.statistics.gov.rw/index.php/catalog/>, “Census_A synthesis report_0.pdf”, pp. 3, 20-22, 2013.5.11DL
- [10] National Institute of Statistics of Rwanda, <http://statistics.gov.rw/>, “RPHC4_Population_Size.pdf”, p. 6, 2014.5.29DL
- [11] National Institute of Statistics of Rwanda, <http://statistics.gov.rw/>, “RPHC4_Disabilities-1.pdf”, p. 18, 2014.6.14DL
- [12] World Health Organization, <http://www.who.int/classifications/icf/en/>, 2014.9.8 参照
- [13] 内閣府, <http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h22hakusho/zenbun/pdf/index.html>, “furoku07_1.pdf”, p252, 2014.9.8DL
- [14] 内閣府統計局, <http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/sh2401smm.html>, “1-1.xls”, 2014.9.8 DL
- [15] VSO International, <http://www.vsointernational.org/>, “Rwanda-disability-overview-June-2012_tcm76-37209.pdf”, p. 1, 2013.5.13DL
- [16] 曾田夏記, 『紛争後のルワンダにおける障害者の周辺化』, 東京大学, pp. 11-12, 2008 年, 2013.5.9DL

- [17] WHO, http://www.who.int/disabilities/world_report/2011/report/en/, “report.pdf”, p274, 2013.5.14 DL
- [18] Legal Information Portal, Republic of Rwanda, <http://lip.alfa-xp.com/lip/AmategekoDB.aspx?Mode=r&pid=7796&iid=1434&rid=30694692>, 2013.5.10 参照
- [19] Legal Information Portal, Republic of Rwanda, <http://lip.alfa-xp.com/lip/AmategekoDB.aspx?Mode=r&pid=8548&iid=2056&rid=30698194,30698195,30698197>, 2013.5.13 参照
- [20] Legal Information Portal, Republic of Rwanda, <http://lip.alfa-xp.com/lip/AmategekoDB.aspx?Mode=r&pid=8858&iid=2465&rid=30701717,30701766>, 2013.5.14 参照
- [21] EDPRS2, Republic of Rwanda, <http://www.edprs.rw/>, “EDPRS2_FINAL1.pdf”, p. 88, 2013.5.11DL
- [22] JICA, <http://www.jica.go.jp/project/rwanda/0605426/01/index.html>, <http://www.jica.go.jp/project/rwanda/003/outline/index.html>, 2014.9.8 参照
- [23] JICA, <http://www.jica.go.jp/partner/index.html>, 2014.9.9 参照
- [24] JICA, <http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html>, 2014.9.9 参照
- [25] JICA, <http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/what/shien.html>, 2014.9.13 参照
- [26] JICA ナレッジサイト, <http://gweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/1572a55e59ffe7aa49256f9e0022ffca/f86e567ee0f3b99049257ad30079dd97?OpenDocument>, 2014.9.13 参照
- [27] ロバート・チェンバース, 野田直人・白鳥清志監訳, 『参加型開発と国際協力』, 明石書店, 2000年
- [28] たとえば齊藤文彦編著, 『参加型開発』, 日本評論社, 2002年